

「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方（仮称）」案に対する
御意見の内容及び御意見に対する考え方について

【意見提出数】

32 通 （意見の件数 139 件）

（内訳）

個人 18 通（58 件）

事業者 14 通（81 件）

NO.	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	1 ページ	本考え方は、再エネ海域利用法に規定される一般海域以外の着床式洋上風力にも、一般的に適用されると理解している。その旨を本ページで明記いただきたい。（例えば、港湾区域の着床式洋上風力発電等）	1	<p>○ご指摘を踏まえ、2 ポツ目について「本資料で扱う範囲は、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）に基づいて一般海域に設置される着床式洋上風力発電施設のみに限らず、例えば、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づいて設置された着床式洋上風力発電施設等、すべての着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の～</u>」と修正いたします。</p> <p>・明確化する残置許可手続きや基本的な考え方については、再エネ海域利用法に基づいて一般海域に設置される着床式洋上風力発電施設のみに限らず、海防法上の「海洋施設」に該当するすべての着床式洋上風力発電施設の許可基準に係</p>

				る考え方を示すものとしております。
2	2 ページ	見出し文除く、本文の 11 行目から 15 行目の「本資料で取り扱・・・(中略)・・・、現状での風車の設計寿命は約 20 年とされていることから、将来的に、廃棄又は撤去の事例も増えることが予想される。」について、目的と活用の観点からの文章なので、設計寿命と併せて、「固定価格買取制度の内容からも、」発電事業開始後 20 年前後での廃棄又は撤去は予想されると考えます。「」の文言追加してください。	1	○原案のとおりといたします。 ・固定価格買取制度の調達期間終了後も発電事業を継続することは想定されるため、原案のとおりといたします。
3	5 ページ 図 1	監督報告の囲みから左に出ている→の下の方の、海洋の状況についての説明文で、「適当な時期に把握・確認・報告」とあるが、適当な時期という表現では、曖昧なので、定期的な間隔の目安を示しておくことを提案します。	1	○原案のとおりといたします。 ・海域の状況に係る監視の実施時期については、告示において、廃棄方法の区分別に定められており、その内容を 23～27 ページに記載しております。
4	5 ページ 図 1	右上の国民の下に記載されている右向きの矢印の下の説明文に、「意見書の提出(意見がある場合)」と記載されているが、ただ「意見書の提出」が良いと考えます。	1	○原案のとおりといたします。 ・本図は手続きのフローを表しており、意見がない場合は「意見書の提出」に至らないため、原案のとおりといたします。
5	5 ページ 図 1	申請書の 1 か月の縦覧時に提出された意見に関し、環境省のとりまとめの過程において、事業者はどのように関与するか。	1	・縦覧時に提出された意見に対する回答のとりまとめは、環境省で行いますが、必要に応じて、環境省より事業者に問合せを行う場合があります。
6	5 ページ 図 1	申請から許可証交付まで通常 6 か月程度を想定されているが、これは意見等への対応を含めて、通常、6 か月程度で交付まで至っているという理解で良いか。	1	・ご理解のとおり、意見等への対応を含めて、許可申請から許可証交付までに 6 か月程度を要すると想定しております。ただし、これまでに着床式洋上風力発電施設の廃棄許可が申請された事例はありませんので、6 か月というのはあくまで目安であり、個々の事例に応じて要する時間は異なる可能性があります。

7	5 ページ 図 1	<p>「廃棄の開始」から「廃棄の終了」まで最大6ヶ月」と記載されているが、計画当初から6ヶ月を超えるような場合はどのように記載すればよいか。また、撤去時の気象海象条件等により撤去期間が遅延すると予想された場合はどのようにすればよいか。</p> <p>両ケースについて、具体的な手続きフローを示していただきたい。</p>	3	<p>○原案のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄の時期、すなわち廃棄が行われる時期は、少なくとも解体撤去に要する工事が終わった後になると考えられ、解体撤去に要する工事の期間を6ヶ月と定めるものではありません。撤去工事が終了した後から、廃棄に係る工事が終了する時期までを含めて、6か月以内に設定するようお願いいたします。 ・なお、撤去工事が大幅に遅れ、許可された廃棄の時期が延長される場合には、海洋汚染等防止法第43条の4の規定により準用する同法第10条の10に基づく変更の許可を受けなければならないとしております。
8	5 ページ 図 1	<p>廃棄許可手続きについて、4～5ページに示された廃棄許可手続きの全体フローによれば、廃棄計画の申請は、申請許可取得に6か月かかることを想定し、廃棄工事前に行うこととされている。しかし、施設の一部の残置する廃棄計画が確実に許可されるかは予測しにくく、残置が可能かどうかで、廃棄のコストは大きく異なってくる。事業全体のコストをなるべく正確に事前に把握していくためにも、英国のケースのように建設開始前に廃止計画を審査する仕組みを検討していただきたい。</p>	2	<p>○原案の通りといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止計画の審査は、海洋施設廃棄の申請の手続きとは異なるものであり、本資料で扱う範囲（着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するものの廃棄許可に係る手続、考え方等）の対象外となります。
9	7 ページ	<p>「添付資料1 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類」について、この場合の「捨てる」とは、海洋汚染等防止法上の定義を指しており、残置を含んでいるとの理解か。</p> <p>この箇所に限らず、「考え方」の中で「捨てる」について海洋汚染等防止法上における定義なのか、告示における定</p>	4	<p>○ご指摘を踏まえ、27ページに、「<u>本書類は、残置を含む海洋施設の廃棄全般について、作成する必要がある。</u>」を追記いたします。</p> <p>○ご指摘を踏まえ、19ページに「<u>一方、告示においては、「残置」と「捨てる」は廃棄方法として区別している。</u>」を追記いたします。</p>

		義なのかを明示いただきたい。		
10	11 ページ	「許可申請は、洋上風力発電設備等のうち海洋施設に該当する施設群を一体とみなして申請を行うことが可能である。」と記載されているが、全風車基数の内、数基を魚礁等で有効利用し、残りの風車については残置（廃棄）するような場合、残置する基数のみを施設群の一体とみなして許可申請する事は可能でしょうか。	2	<ul style="list-style-type: none"> ご理解のとおり、廃棄する複数の風車を一体とみなして許可申請をすることが可能です。
11	11 ページ	「なお、許可申請は、洋上風力発電設備等のうち海洋施設に該当する施設群を一体とみなして申請を行うことが可能である。」と記載されているが、「施設群を一体とみなして」という扱いではなくて、必要な個所と施設毎に、申請することへ、訂正してください。	1	<p>○原案のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響という観点からみれば、廃棄海域において個々の発電設備の影響を評価するのではなく、施設群を一体とみなして、廃棄海域全域において総合的に評価を行うことが望ましいと考えております。また、大規模な事業における発電設備等について、個別に廃棄許可申請することは、事業者の負担となるという懸念もあるため、原案のとおりといたします。
12	15 ページ 図4	「海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するのは、着床式洋上風力発電設備、油の漏洩の可能性がある洋上変電設備、及び人を収容する構造を有する観測塔」との記載に基づき、図4に示されている通信ケーブル、海底送電線については、海洋施設には該当しないと但し書きを添えた方が、誤解を招かなくて良い。	1	○ご指摘を踏まえ、「なお、 <u>図4 一般的な着床式洋上風力発電設備等の構成要素</u> のうち、 <u>海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するのは、着床式洋上風力発電設備、潤滑油の漏洩の可能性がある洋上変電設備、及び人を収容する構造を有する観測塔は、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当する</u> である。」とし、図4のタイトルを「一般的な <u>着床式洋上風力発電設備等の構成要素</u> 」と修正いたします。
13	16 ページ	「廃棄する時期」と「廃止の時期」の定義について説明いただきたい。	2	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄の時期とは、廃棄が行われる時期を示します。残置する場合については、撤去工事の終了時期が廃棄の時期となり、「捨てる」場合については、撤去工事を終えた後、海

				<p>洋の別の場所に移動させ、海洋に捨てる時期までが廃棄の時期となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止の時期とは、施設の運用や操業を終える時期を示します。
14	16 ページ	<p>「なお、廃棄が行われる時期は、少なくとも解体撤去に要する工事が終わった後になると考えられる。」につき、「廃棄」と「解体撤去」の違いについて明記されたい。</p>	1	<p>○原案のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう「廃棄」とは、残置を含む海洋への廃棄全般の行為を示しております。「解体撤去」については、海洋施設を取り壊したり、取り去ることを示しており、「廃棄」に先立ち行われる行為であることを想定しております。
15	16 ページ	<p>「3)海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合」について、上載設備の記載しかないが、この場合においては「架台およびパイプラインは残置せずに海洋に捨てる」との理解でよいか。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合」における架台やパイプラインについては、海洋に捨てる他、残置して廃棄する可能性も考えられます。この場合、架台等については、廃棄方法に応じて、「1) 海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合」あるいは「2) 海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合」で定める項目が適用されることとなります。
16	17 ページ	<p>「※令和3年●月現在、指定済みの海域はない。」とあるが、将来、廃棄海域内に指定された場合はどうなるのか。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を発給する時点で廃棄海域が海洋施設を廃棄できる海域であって、すでに廃棄がなされた後に、当該廃棄海域が「水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域」に指定された場合については、指定の背景や状況等踏まえ、個別の事例に応じて検討させていただきます。

17	17 ページ	「海洋に「残置」する場合は、解体撤去に要する工事の終了予定日から所要の期間を設けて廃棄の時期として記載する。」とありますが、「所要の期間」とは何を示し、どの程度設けるべきなのか定義と設定期間の目安を明示していただけないでしょうか。	3	○ご指摘を踏まえ、「海洋に「残置」する場合は、解体撤去に要する工事の終了予定日から所要の期間を設けて廃棄の時期として記載する。」に修正いたします。
18	17 ページ	海洋施設廃棄許可申請書に「海洋施設の廃棄海域」を記載する際、「他の申請者の廃棄海域、影響想定海域と当該申請における位置関係の図面を添付する」とあるが、過去に縦覧された他の申請者の情報を収集した上で反映させるのか。 また、当該申請における廃棄海域、影響想定海域が他の申請者の廃棄海域、影響想定海域と重複しないよう調整することが目的なのか。	1	○ご指摘を踏まえ、「併せて、 <u>当該申請における廃棄海域の現況にかかる確認のため、過去に許可が発給された海洋施設の廃棄海域と、当該申請における廃棄海域及び影響想定海域の自ら又は他の申請者の廃棄海域、影響想定海域と当該申請における位置関係を示した図面を添付する</u> （ただし、過去に許可が発給された海洋施設の廃棄海域と、当該申請における廃棄海域又は影響想定海域が隣接する場合に限る）。 <u>過去に許可が発給された海洋施設の廃棄海域の情報については、次の環境省ウェブサイトの海洋施設廃棄のページを参照されたい。</u> https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/ka iyoushisetsuhaiki table.html 」と修正いたします。
19	21～22 ページ、 24 ページ	監視は、海底より上に設置された設備及び機器のみを対象としていただきたい（海底下は対象外）。監視方法は、カメラ及び目視では十分に監視できない可能性があるため、他の方法も例として示していただきたい。もしくは、監視時点で利用可能な最良の技術（BAT）を採用すべきであることを明示していただきたい。	1	○原案のとおりといたします。・告示における監視の方法においては、海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集等、目視やカメラ以外の方法の例も示しております。また、告示において「例えば」とある通り、これらの方法は一例であり、その他の方法による確認も可能としております。
20	22 ページ	「2 監視の時期について」において、監視の実施及び監視結果の報告義務が課せられています。設備を海洋に捨てることの許可に基づき捨てたのち、事業者が課せられる	2	・監視の義務については、海域の状況に問題がないと確認される時期まで実施することが前提であり、許可基準の一つである「当該廃棄海域の海洋保全に著しい障害を及ぼすおそれ

		義務は監視および報告のみとの理解でよろしいでしょうか。(監視の結果次第で追加的な義務を負うことがあるのか、という観点でのご質問です。)		がないものであること」(法第 43 条の 3)を確保する必要があります。この旨は、25 ページと 66 ページに記載しております。 ・残置後の責任については、本検討会の検討対象外であるものの、本資料に関連するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
21	22 ページ、25 ページ	廃棄後の監視時期について、「①当該海洋施設の設置後 20 年以上経過してから廃棄される場合にあっては、廃棄後 3 年目(又は 4 年目以降の適切な時期)に監視を実施することを原則とする。」とありますが、その時点で許可基準の一つである「当該廃棄海域の海洋保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること」(法第 43 条の 3)を確保できなかった場合、その後の監視時期や頻度については事業者にて適切な時期や頻度を定めるということではよろしいでしょうか。	3	・監視は、海域の状況に問題がないと確認される時期まで実施することが前提となります。適切な監視時期や頻度については、着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、海洋環境全般の経年的な環境変化も踏まえて、個別の事例に応じて、海洋環境の保全の観点から、総合的に判断するものになります。
22	22 ページ、25 ページ	洋上施設を撤去後に残置する部位の監視について、経時的に当該設備の運転状況についての情報が得られている場合、監視期間を適切に定めることができるとの説明がある。しかし、必要とされる情報についての詳細は明示されていないので、明示していただきたい。	1	・当該海洋施設の設置以降、経時的に当該海洋施設の状態及び海洋環境の状況について情報が得られており、環境の安定性について十分に把握できる場合に、監視期間を適切に定めることができるものとしています。そのため、必要とされる情報については、海洋環境全般を監視する観点から、当該廃棄行為による廃棄海域の水質、底質、海洋生物等海洋環境の特性や、専門家からの意見聴取等を踏まえ、総合的に検討する必要があります。
23	24 ページ	「廃棄される海洋施設の量の実績」の確認とは、同ページの 28～31 行目にあるように、目視、カメラによる撮影その他の方法により、「変化の程度を確認する」という理解	1	・廃棄される海洋施設の量の実績については、当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録簿等に基づき、記載をお願いしております。

		でよいか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の目視、カメラによる撮影その他の方法については、海洋環境影響調査項目に関する変化の程度を確認する方法の一例として示しております。
24	24 ページ	「(1) 海洋施設のうち (略) 及びパイプライン等を残置する場合」が着床式洋上風力発電でモノパイルを残置するケースに該当すると考える。読み手に理解しやすいよう「モノパイルを残置するケースがこれにあたる」等、付記いただきたい。	1	○ご指摘を踏まえ、35 ページ「(1) 海洋施設のうち (略) 及びパイプライン等を残置する場合」の見出し直下の説明に「 <u>着床式洋上風力発電施設においては、例えばモノパイル構造の洋上風車を本区分によって廃棄する場合、廃棄 (残置) する構成要素はモノパイル等の基礎の一部となることが考えられる。</u> 」を追記します。
25	24 ページ	「海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集」とあるが、これは具体的にどのような行為を示すのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・海域の状況に係る監視では、事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況からの変化が生じているか否かを確認することを求めています。変化が生じているか否かを確認するためには、同じ方法や規模で行われた調査や収集された情報に基づくことが望ましいため、事前評価で用いたものと同じ資料を定期的あるいは継続的に収集していただくことを想定しております。
26	27 ページ	「海洋施設の全部又は一部を海洋に捨てる場合には、海洋に捨てる場合及び陸上に撤去する場合の海洋環境への影響を定性的に比較し、海洋に捨てる場合のほうが海洋環境保全の見地からより適切であることを記載するものとする。」とあるが、比較の対象として、撤去工事に伴う環境影響の大小も入ると考えてよいか。例えば、岩地盤中に設置した杭に対し、岩地盤を掘り起こして杭を切断することで、かえって周辺環境の改変につながる懸念がある場合には、岩地盤中の杭は残置する方が環境影響の観点からは好	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおり、撤去工事に伴う環境影響も踏まえて評価を行うこととしています。

		ましいといった比較です。		
27	28 ページ	陸上へ撤去する場合は、「海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること、つまり、海洋に捨てる方法が陸上処分等その他の処分方法に比べて最も合理的で適切な処分方法であることを説明しなければならない。」の説明は不要と考えてよいか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上への撤去については、「廃棄」には該当しないため、陸上撤去後の詳細な計画についての説明は不要ですが、「海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること」を説明するために、陸上処分等についてどのように検討を行ったかについての説明をお願いしております。
28	29 ページ	「有効利用に当たっては事業名」とあるが、洋上風力の基礎を魚礁として、市町村もしくは漁業者に有効利用いただく場合、事業名称が公共事業と異なり、存在しないことが考えられる。その場合の対応方法についてご教示いただきたい。	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ご指摘を踏まえ、「有効利用に当たっては検討を行った有効利用の技術等」と修正いたします。 ・本項目については、廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組を行うにあたり、有効利用を十分に検討したかを記載するものであり、趣旨を明確にする観点から修正いたします。
29	36 ページ	「②自然的条件の現況の把握」「③海洋環境影響調査項目の現況の把握」における「現況」とはどの時期を示すのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄許可申請書作成時点を想定しております。 ・ただし利用可能な情報の制約により、必ずしも廃棄許可申請書作成時点とならない可能性も考えられます。この場合については、個々の事例に応じて検討させていただきます。
30	38～39 ページ	「把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、その情報を a 及び b の項目内に記載する。」とあるが、「既往の海洋施設廃棄の事例」、「近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料」について情報開示は可能か。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・既往の海洋施設廃棄の事例に関する資料については、一部の不開示情報を除いて開示が可能です。 ・近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料に関しては、以下の URL より、環境影響評価図書の閲覧が可能です。 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/tosholist/index.html
31	40 ページ	「なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影	1	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の海洋施設の廃棄事例において、影響想定海域における情報に制約があるとされた事例はございません。

		響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができる。」と記載されているが海域の類似性について過去に検討された事例等があれば紹介していただけないでしょうか。		
32	40 ページ	「既存資料により現況把握を行う場合には、可能な限り最新の情報を利用することが必要である。仮に古いデータである場合、専門家、漁業関係者、当該海域を航行する船舶の関係者等からの聴取により、現況を把握する必要がある。」が、「古いデータ」とは、何年前程度のデータを指すか、定義を示していただきたい。	1	○原案のとおりといたします。 ・ご指摘の点については、当該海域に関する過去の情報が現在の海洋環境に適用できるものであるかについて、環境の変化等を踏まえ、個々の事例に応じて検討させていただきます。
33	40 ページ	「廃棄される海洋施設の設置以降の事象が生態系や海洋の利用に与えた影響」については、環境アセスにおいて、設置時および事後に事業者が実施する調査から得られた影響評価を想定しているか。	1	・事業者が実施する調査の他、利用可能な情報に基づいて評価される影響等を想定しております。
34	63 ページ	今回は、撤去案の一例を示しただけとしているが、廃棄施設の切断において、海底面下の深さの妥当性についての技術的議論が十分なされていない。今後の検討課題として、海底面下何メートル以上が望ましいのかなどの一定の基準を示したガイドラインの策定を望む。廃棄申請許可は個々のケースによって判断していくとはいえ、一定の基準が示されないと許可取得の予見性が低く、事業者にとって廃棄計画の検討が困難になる。	1	○原案の通りといたします。 ・切断位置等については、廃棄許可申請の審査の際に、海洋環境、漁場等の海洋の利用状況、工事・航行等の安全性等を考慮した、個々の事例や適用法令に基づく検討が必要となります。
35	64 ページ	モノパイルの撤去時に内部から切断する方法として Abrasive water jet cutting (AWJ) が例として挙げられているが、AWJ のみならず撤去時点で利用可能な最良の	1	○原案のとおりといたします。 ・本記載は、検討会において委員及びオブザーバーにより、行われた議論に基づいております。

		技術（BAT）を採用すべきであることを明示していただきたい。		<ul style="list-style-type: none"> ・当該セクションは、海洋環境に与える影響の観点から、環境への影響が少ない技術の一例として杭を内部から切断する技術（例 AWJ）を記載しているものであり、その他の技術がある場合等は、個々の事例に応じて、検討させていただきたいと考えております。 ・また、廃棄許可申請の審査の際には、海洋環境だけでなく、漁場等の海洋の利用状況、工事・航行等の安全性等を考慮した個々の事例や適用法令に基づく検討を行いたいと考えております。
36	64 ページ	「例えば、切断方法について、海中へのかく乱の防止という観点から杭を内部から切断する技術を選択するなど、より環境への影響が少ないとされる工法を選択する必要がある。」とあるが、施工時安全対策を勘案すると杭を内部から切断する工法等を推奨する妥当性はあるか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本記載については、検討会において委員及びオブザーバーにより、行われた議論に基づいております。 ・当該セクションは、海洋環境に与える影響の観点から、環境への影響が少ない技術の一例として杭を内部から切断する技術に記載しているものであり、その他の技術がある場合等は、個々の事例に応じて、検討させていただきます。 ・また、廃棄許可申請の審査の際には、海洋環境だけでなく、漁場等の海洋の利用状況、工事・航行等の安全性等を考慮した個々の事例や適用法令に基づき検討を行います。
37	31 ページ、65 ページ	「有効利用であると客観的に判断されるには当該海洋施設が十分な管理の下に積極的に利用されることが必要である。」と記載されていますが、当該海洋施設が十分な管理の下に積極的に利用されることを、当該海洋施設を海洋に捨てる前の段階で、どのように判断するのでしょうか。あわせて、有効利用であると判断する主体、時期および判断に要する期間はどのようにお考えでしょうか。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請時には、廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組として、有効利用の可能性を検討した上で、検討した内容について、添付書類に記載をすることを求めています。一方で、有効利用の具体的なあり方については、本資料で扱う範囲（着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するものの廃棄許可に係る手続、考え方等）の対象外となります。
38	31 ページ	海洋施設の有効利用について、海洋施設を有効利用する場	3	<ul style="list-style-type: none"> ・有効利用は廃棄に該当しない行為であり、海洋汚染等防止

	ジ、65 ページ	合であっても責任所掌は永続的に事業者になるのでしょうか。 また、有効利用する場合には「海洋汚染等防止法」に基づく許可申請を必要としないため、監視についての義務は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。		法上の責任や監視の義務は発生しません。そのため、有効利用する場合の責任所掌については、本資料で扱う範囲（着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するものの廃棄許可に係る手続、考え方等）の対象外となります。
39	65 ページ	残置物が有効利用されると判断された場合は廃棄物には該当しないため、当該廃棄許可の申請手続は不要になるとのことだが、そもそも当該残置物が「有効利用」に当たるかどうか「客観的に判断」するのは、誰が行うのか、その判断主体者を明確にすべき。その際、「有効利用」と認められたことを証するものは発行されるのか。	1	・許可申請にあたり、廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組として、有効利用の検討がなされているかについては、環境省にて審査を行います。有効利用の具体的なあり方については、本資料で扱う範囲（着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するものの廃棄許可に係る手続、考え方等）の対象外となります。
40	65 ページ	「残置の可能性が考えられる部分は、支持構造物の下部であり、風車及び支持構造物の上部は、その場から撤去可能であることが想定されるため、撤去を行うことが望ましい。」とあるが、廃棄方法として「海洋設備のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合」が記載されている中、その選択肢を否定するような記載は避けた方がよいと考える。	1	○原案のとおりといたします。 ・本記載については、検討会において委員およびオブザーバーにより、撤去技術等の現状を踏まえて行われた議論に基づいております。
41	66 ページ	「着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、施設の運転を要因としたものによらず環境変化を把握することが重要であり、そうした環境変化も踏まえて、原状回復に努めることが望ましい。」とある。 海防法で要求されている監視は廃棄後に実施するとの理解で、左記で推奨されている監視とは別と考えてよいか。	1	・ご理解のとおり、着床式洋上風力発電施設の運転開始以降の海洋環境の監視については、海洋汚染等防止法で求める廃棄後の監視とは別途実施を推奨するものです。海防法で定める許可基準の一つである「当該廃棄海域の海洋保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること」（法第 43 条の 3）を確保するために、必要に応じて実施することを推奨しています。

		また、上記の場合、左記の監視が何の法規による要件なのか示していただきたい。		
42	66 ページ	「原状回復の起点については、基本的に着床式洋上風力発電施設の建設前とし、」とあるが、設置時に事業者が実施する環境影響評価で得られる情報との比較を想定しているか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおりです。ただし、着床式洋上風力発電施設の運転期間は一般的に約 30 年と考えられており、30 年前の海洋環境に回復させることが現実的に難しい場合も考えられます。このため、着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、施設の運転を要因としたものによらない環境変化も踏まえて、原状回復の起点を個々の事例に応じて、検討することが重要と考えております。
43	66 ページ	「この上で、原状回復の起点については、基本的に着床式洋上風力発電施設の建設前とし、この起点と同様の海洋環境に回復すると想定される時期に監視を実施することが推奨される。また、着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、施設の運転を要因としたものによらず環境変化を把握することが重要であり、そうした環境変化も踏まえて原状回復に努めることが望ましい。」と記載されているが本文の記載内容から原状回復の起点は「建設前」と「海洋環境の変化を踏まえた建設後」の 2 パターンが考えられるとの理解でよいか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおりです。着床式洋上風力発電施設の運転開始以降にも定期的に海洋環境の監視を行い、海洋環境全般の経年的な環境変化も踏まえて、個別の事例に応じて、海洋環境の保全の観点から、総合的に判断するものになります。原状回復の起点については海洋環境保全の観点から、総合的に検討することが必要となります。
44		「海洋」「海上」「洋上」を使い分けている理由は何か。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の用例（例えば、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）あるいは一般に用いられている用語（例えば、着床式洋上風力発電施設）に基づいて、使い分けております。
45		海洋施設廃棄許可申請で許可いただけない事例を参考例として追加していただけないか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ○原案のとおりといたします。 ・適切な参考事例がないため、また、許可できないことが想

				定されるケースは多岐にわたるため、お示しすることは困難です。
46		建設工事着手時に提出する公募占用計画においても、洋上風力発電設備の撤去方針、つまり完全撤去もしくは一部残置を定義すると認識していますが、最終的な判断は撤去工事開始前に申請する海洋施設廃棄許可申請の認否をもって行われると認識して良いか。	1	・ご認識のとおり、最終的な判断は撤去工事開始前に申請する海洋施設廃棄許可申請の認否をもって行われます。
47		ここでいう廃棄方法とは、陸上に撤去するか、残置するか、海洋に捨てるか、また残置やすてられた対象物から油が漏れない状態になっているか等、対象設備をどのような状態に至らせるかについての説明が求めており、どのように撤去・捨てるかなどの撤去工法については説明が求められていないという理解で正しいか。	1	・廃棄方法については、ご認識のとおり、残置あるいは海洋に捨てるのいずれかであり、いずれの場合においても、廃棄する海洋施設から残油その他の当該海洋施設の内部にある物が流出せず、かつ、当該海洋施設の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で廃棄することを示す必要があります。・撤去方法については、告示で定める「廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組」の実施の確認するため、廃棄に先立ち行われる解体撤去工事の計画について記載をお願いしております。この旨は、29 ページに記載しております。
48		海洋環境影響調査の具体的な手法を記載してください。	1	・海洋環境影響調査項目の現況の把握の方法については、海洋施設廃棄許可申請者や事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握する旨を36 ページ以降に記載しております。

49		<p>海底面下で支持構造物を切断し残置することで環境に影響を与えないことが確認できる場合や、支持構造物に新たな生態系ができ廃棄により生態系に影響を与えたりする場合などは、海洋環境影響調査を不要とすべきではないでしょうか。</p>	1	<p>・廃棄許可は、海洋汚染等防止法で定める許可基準を満たすことが確認された上で発給されるものです。この確認にあたり、環境影響調査が必要となります。</p>
50		<p>モノパイル等の構造物を残置せざるを得ない場合、例えば河川においては、河床変化を考慮し、後年、残置構造物が露出しないように河床が最も深くなった時期の河床位置より上部の構造物はすべて撤去することとされています。</p> <p>海底における地形変動は河川ほどでないにしても、洗掘を考慮し、地震断層等における地形変動による露出等も一定の考慮したうえで、残置できる高さを示すべきであると考えます。</p>	1	<p>○原案の通りといたします。</p> <p>・切断位置等については、廃棄許可申請の審査の際に、海洋環境、漁場等の海洋の利用状況、工事・航行等の安全性等を考慮した、個々の事例や適用法令に基づく検討が必要となります。</p>
51		<p>(素案) 廃棄方法で残置を選択した場合、有効利用の場合、廃棄許可が不要となる。従って、モニタリング調査等、廃棄に関し事業者の義務が除外される恐れが生じる。</p> <p>(意見) 残置物が有効利用されない場合、廃棄物に該当する可能生について、矛盾点の整理が必要。同一海域で、再開発・再構築する場合の、再利用の有無(場所をずらして新設するのか)、例えば、モノパイルの外側へ被覆を兼ねて、再利用する工法などで、さらに延長を図るとともに、環境への負荷の減少を図ることは可能である。BATの手法に期待したい。</p> <p>有効利用に、新たな発電施設の基礎に再利用、環境負荷を減少する技術の可能性を指摘する。海上風力発電の適地は限られており、使い捨てて移動することは、循環型社会に</p>	1	<p>○ご指摘を踏まえ、29 ページを「有効利用ができないもの及び海洋に捨てる以外の方法による処分ができないものについては、その理由についても記載する。<u>なお、有効利用には、再資源化等及び再活用が含まれる。</u>」と修正いたします。</p> <p>また、65 ページを「<u>廃棄される海洋施設の量の最小化という観点からも、有効利用(再資源化等及び再活用を含む。)</u>の可能性を検討する必要がある。」と修正いたします。</p> <p>・廃棄される海洋施設の有効利用には、再資源化等及び再活用を含むことが告示に記載されております。</p> <p>・撤去技術については、日々進歩しておりますので、利用可能な最良の技術(BAT = Best Available Technology)の進展状況や社会情勢等の変化に対応する形で必要に応じて改定するとしており、その旨を1ページに記載しております。</p>

		整合しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・また、循環型社会については、事業者の責務として、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 11 条に基づき、事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずることに留意する必要としており、その旨を 2 ページに記載しております。 ・その他のご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
52		考え方のモデルケースとして重力式も追加いただきたい。	1	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、59 ページに記載のとおり、検討会における議論を踏まえ、現在はモノパイル式が主流となっていること、杭打をして設置する構造から、一部残置の可能性が考えられること、モノパイル式について示された考え方が他の基礎形式の参考となる等の理由から、モノパイル式のモデルケースを選定しております。
53		「一方、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しない、海底送電線、海底ケーブル等の廃棄（中略）については、本資料の対象外としている。」とあるが、海洋汚染等防止法体系において、洋上風力発電設備の一部を構成する洗掘防止材については、本ガイドライン及び検討会においては海洋汚染等防止法で定義する海洋施設に該当するか否かの明示的な取り扱いが行われていないものと認識している。一方、洗掘防止材は洋上風力発電設備の一部を構成する一体不可分のものであり、すなわち、洋上風力発電設備と同様に、洗掘防止材は海洋汚染等防止法第 3 条第 10 号の海洋施設に該当するものであり、廃棄等を行う場合には、海	1	<p>○原案のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗掘防止材が海洋施設である洋上風力発電設備に含まれるかどうかは、その構造によるものと考えられるため、原案のとおりといたします。

		洋汚染等防止法に基づく許認可が必要になるという理解でよいか。 あわせて、当該整理についてガイドライン上にその旨明文化いただきたい。		
54		着床式の洋上風力発電施設の整備に当たっては、海域の占用許可が必要となりますが、占用期間が満了した際には、原状回復を行ったうえで返地することが基本となっています。 占用許可を与えた責任者として、廃掃法の許可申請に際し、経済産業大臣並びに国土交通大臣の意見を添付させるべきであると考えます。 また、3万KW以下の施設であって、同じく都道府県知事が海域占用許可を与えた施設の残置や海洋への廃棄にあたり、占用許可を与えた当該都道府県知事の意見を添付させるべきであると考えます。	1	○原案の通りといたします。・着床式洋上風力発電施設は、海洋汚染等防止法第3条第1項10号の海洋施設として取り扱うこととしており、海洋汚染等防止法第43条の2に基づき、海洋施設を海洋に捨てようとする者は環境大臣の許可を受けなければならないとされています。海洋施設の廃棄が廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること、海洋に捨てる場合のほうが撤去よりも海洋環境保全の見地からより適切であることが確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置を行うことが可能としております。
55		陸上での解体作業等は申請の対象外との理解で良いか。	2	・陸上での解体作業等については、廃棄に該当しないため、ご理解のとおり、申請の対象外となります。
56		再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定が進んでいるところですが、同法に基づく協議会に参加した漁業者は、海洋風力発電施設の一部が現場海域に残置され、海洋に廃棄されようとしていることを承知しているのでしょうか。環境省として、再生エネルギーへの転換に協力しようとする漁業者の努力を踏みにじり、信頼を裏切るようなことがあってはなりません。洋上風力発電事業が終了した時には、事業者に対して元通りの海に戻させることを明記してください。	2	○今後の検討の参考とさせていただきます。 ・なお、廃棄許可を申請する際に提出する「海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類（事前評価書）」において、事前評価すべき項目として「海洋の利用」が定められており、「漁場としての利用状況」について記載することとしています。これを踏まえて、海洋施設の廃棄が当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであることを確認できなければ廃棄許可は認

				められないとしています。
57		<p>廃棄許可申請を行うにあたっては、関係漁業者等の利害関係者を含む「撤去前協議会」の設置を必須として、その時点での海洋環境、撤去技術、その後の有効利用等の状況を踏まえた合意形成で撤去方法が決定されたことを、環境大臣への申請の条件にすべきである。</p> <p>(6～7ページ・・・添付書類には協議会の検討結果を添付すること。)(33ページ第3. 2(1)1)2・・・「必要に応じて」は削除、「協議会で検討し」を追加)</p>	6	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>・なお、廃棄許可を申請する際に提出する「海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類(事前評価書)」において、事前評価すべき項目として「海洋の利用」が定められており、「漁場としての利用状況」について記載することとしています。これを踏まえて、海洋施設の廃棄が当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであることを確認できなければ廃棄許可は認められないとしています。</p>
58		海洋施設は原則どおり、海洋に捨てるべきではない。	8	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>・海洋環境の保全に関しては、海洋汚染等防止法第3条第1項10号の海洋施設として取り扱うこととしており、海洋汚染等防止法第43条の2に基づき、海洋施設を海洋に捨てるようとする者は環境大臣の許可を受けなければならないとされています。海洋施設の廃棄が廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること、海洋に捨てる場合のほうが撤去よりも海洋環境保全の見地からより適切であることが確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置を行うことが可能としております。</p>
59		文言・表現の適正化に関するご意見。	13	○ご意見を踏まえ、必要に応じて、文言・表現の適正化を行います。
60		本資料で扱う範囲(着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するものの廃棄許可に	21	○本検討会の検討対象外であるものの、本資料に関連するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます

		係る手続、考え方等)の対象外であるものの、本資料に関 連するご意見。		す。
--	--	---------------------------------------	--	----